議 長 確認印

## 議会運営委員会会議録

1日 時	開会 令和 4 年 12 月 12 日 15:30 (本会議終了後)
	閉会 令和 4 年 12 月 12 日 16:05
2 場 所	委員会室
3 出席委員	鈴木 茂、吉田克則、青砥與藏、下重義人、七宮広樹
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	副議長
6 職務出席者	議長、事務局長、書記
7 付議事件	第1 令和4年第7回塙町議会定例会の検証について
	第 2 その他

## 8 議事の経過

吉田克則副委員長による開会

鈴木茂委員長によるあいさつ

第1 令和4年第7回塙町議会定例会の検証について

委員長:各委員より意見あるか。

七宮委員:一般質問について、各議員が町民の聞きたいことをしっかりと質問していたと思う。その中で、通告外の質問があったがどうなのかと思う。

委員長:通告外が2件(名)あった。許可するのは議長である。

議長:1番議員の場合は、事前に時間があったときは通告外の質問をすると話を受けていた。通告外を許可する場合は、緊急性・話題性が必要である。9番議員の前段の質問の判断は難しい。現在のコロナに関する件だったので否定しなかった。

下重委員:議会だよりに通告外の質問・答弁の掲載を認めるのかどうか。

議長:通告外は載せない。

下重委員: その点を決めておかないと、今後また通告外の質問が出たときにもめる 可能性がある。

委員長:通告外は掲載しないということで。

七宮委員:9番議員の冒頭の質問は、全協で話せばよい内容ではなかったか。

副委員長:冒頭の質問は、通告とか通告外という内容ではないと認識している。町 民の声として発言したということである。捉え方はいろいろあると思うが。

七宮委員:決めておかないと、約束事が崩れるのではないか。通告したものについて質問すべきではないか。そうでなければ、各議員の考え方で変わってしまうのではいか。

下重委員:私もそう思う。通告書の内容は議運で諮って認められたものであるので、 通告書は重みがある。

副委員長:町政の施策・運営ということで通告している内容である。それを冒頭で 発言したものである。

下重委員: それでは議会だよりに掲載できるということか。 副委員長: 議会だよりに載せる必要はないと思っている。 副議長:参考までに申し上げると、白河市議会では、どのような質問をするのかを 職員から毎回問合せがあるようだ。議員の聞きたいこと・主旨を前もって調べて おくようである。それによって、議場での質問・答弁が嚙み合った内容・スムー ズに行われている。それに比べると、今回の9番議員の質問は分かりづらかった 面がある。通告外の許可の有無は議長判断ではあるが、決め事はおさえておくべ きであると思う。

青砥議員:質問と答弁は分かりやすい形であるべき。

議長:(通告外の考えについて)質問の冒頭や最後に少し発言するのであれば許可する考えである。緊急性や話題性がある内容であれば。

委員長:はっきりする必要はないのでは。通告内容から大きく外れなければ。 難しいところではあるが。

議長:通告どおり質問するのは当然のことであることを申し上げておく。

委員長:答弁が長いのが何点か見受けられた。

青砥委員:私もそれを感じた。あと、まともな答弁をもらえなかった。

七宮委員:町長は簡潔な答弁をしてほしい。

委員長:担当課長の答弁は問題なかったか。

副議長: 声が小さく聞きづらい課長がいた。答弁ははっきりいただきたい。

青砥委員:湯遊ランドについて、このままの運営を認めてよいのか。議会で調査委員会とかをつくる必要あるのでは。

委員長: ここ 5 年間の投資額は莫大である。議員は分かっても、町民には伝わっていない。継続の必要性について発信することや投入されている額を精査する必要がある。

青砥委員:投入されている補助金を調べる必要ある。

委員長:次回以降の経済常任委員会所管事務調査で実施することは可能である。

七宮委員:全協で説明してもらうことも考えられる。

吉田克則委員:私は、株式会社塙町振興公社への質問はしていない。町から支出している金額について質問している。疑問に思っていることは、一般質問で行えばよいと思っている。

青砥委員:民間会社に対する質問はありえないとのことだが、今は総務省で第三セクターに対することは認めているのではないか。

七宮委員:議案審議についてだが、一度に複数の質問をすると分かりづらい。

副委員長:質疑3回までだと深掘りできない。

副議長:以前は全ての議案審議について、3回までだった。それでは深掘りできないということで予算決算常任委員会をつくり、1項目につき3回までとした。

議員間での質問内容の調整があってよいかもしれない。

委員長:その他ないので終了する。

副委員長閉会

塙町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長